

津幡町刈安コミュニティプラザ使用料

施設名\使用時間			午前	午後	夜間
			9時～12時	13時～17時	18時～21時30分
刈安コミュニティプラザ	ホール	ホール1	1,500円	2,000円	1,800円
		ホール2	2,100円	2,800円	2,500円
	会議室		1,200円	1,600円	1,400円
	研修室 (和室)	研修室1	900円	1,200円	1,100円
		研修室2	600円	800円	700円
	調理実習室		2,100円	2,800円	2,500円

備考

- 1 夏期間、冬期間は、冷暖房料として各区分ごとに当該使用料の額に40%を乗じて得た金額を加算する。
- 2 営利宣伝の目的で使用する場合は、当該使用料の2倍とする。
- 3 町民以外の者が使用する場合は、当該使用料の2倍とする。
- 4 前2項を適用する場合において、重複して該当するときは、それぞれの項における倍率を乗じて得た倍率を適用する。
- 5 特別な設備をしたことに伴い新たな経費を要する場合は、時価相当額を加算する。
- 6 使用時間には、準備及び原状回復等使用に必要な一切の時間を含むものとする。
- 7 使用時間がやむを得ない理由によりこの表の使用時間の区分による時間を超過する場合の超過時間に対する使用料は、その超過時間が9時以前の場合及び12時以後の場合は午前の金額を、17時以後の場合は午後の金額を、21時30分以後の場合は夜間の金額を時間割により徴収する。この場合において、その超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 8 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。